

# 目黒区コミュニティバス調査

## 報告書 (ホームページ版)

平成17年3月

目黒区

## 目 次

序	調査の目的など	1
第 1	個別課題の整理	2
1	上位計画・関連計画からの課題	2
2	地域特性からの課題	2
3	交通の実態からの課題	4
4	バス交通への意見・要望からの課題	10
5	各地のコミュニティバスの取り組み状況	10
	を踏まえ留意すべき事項	
第 2	コミュニティバス導入検討の基本的考え方	12
1	課題のまとめ	12
2	コミュニティバス導入検討の基本的考え方	13
第 3	コミュニティバスの運行可能性	15
1	路線バス拡充策による交通不便地域の解消	15
2	福祉目的で交通弱者を支援	22
3	商業の活性化・観光の振興	23
4	環境や景観への配慮	24
第 4	今後の対応	25

## 序 調査の目的など

### (1) 調査の目的など

本調査は、目黒区のバス交通を中心に、交通不便地域の実態、関連道路の交通状況ならびに公共交通サービスなどを調査し、課題を整理するものである。

そして、コミュニティバス運行の可能性について検討し、導入を想定した場合の運行計画案を作成することを目的とする。

環境整備担当者会議の専門部会として目黒区コミュニティバス検討部会を設置し、各分野の視点からみた「コミュニティバス導入」に対する考え方について、情報提供や提案を踏まえ調査することとした。

### (2) コミュニティバスの概要

コミュニティバスとは、一般的に以下のように定義されている乗合バスである。

コミュニティバスは、既存のバスサービスだけではカバーしきれないニーズに対応する乗合バスである。

このため、そのサービス内容は必ずしもこれまでの乗合バスの考え方によらず、利用者の利便性を最大限考慮し、かつ多様化する需要に対応する新たなバスシステムである。同時に、福祉サービス、環境に与える影響の軽減を視野に入れたシステムである。

出所：コミュニティバスの今後の推進方策に関する調査報告書（平成9年3月、旧運輸省）

バス事業は公共性が高く、安全に安定した運行が行われる必要がある。このため道路運送法では、適切な許可基準が定められている。

しかしながら、コミュニティバスでは民間の事業（営利事業）が成立しがたい場合も多く、公共の福祉のために「特例」によって運行される場合がある。道路運送法 21 条や 80 条の特例条項に対応して、一般に「21 条バス」、「80 条バス」などと称されている。

表.1 事業形態の種類

事業種別		根拠条項	運行主体
○一般のバス事業者による運行	乗合バス	「4 条」（一般の乗合バス）	乗合バス事業者
○市町村等が民間事業者に運行依頼	貸切バス	「21 条」（貸切バスによる乗合バス事業の特例※注 1）	貸切バス事業者
○市町村が運行	自家用バス	「80 条」（自家用バスによる乗合バス事業の特例※注 2）	市町村

注 1：「4 条」による運行が困難な場合などで、国土交通大臣の許可を受けたとき

注 2：公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合などで、国土交通大臣の許可を受けたとき